

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う政策等の評価に関する規則（平成15年岩手県規則第116号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公共事業評価の対象)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 公共事業評価のうち再評価は、前項に掲げる事業のうち、次に掲げる事業に該当するものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>地域高規格道路</u>（<u>地域間の交流又は連携の促進を目的として高度な規格により整備する道路をいう。</u>）又はダムの建設に係る事業であって、事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(公共事業評価の対象)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 公共事業評価のうち再評価は、前項に掲げる事業のうち、次に掲げる事業に該当するものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>高規格道路</u>（<u>高速自動車国道と一体となって広域的な道路ネットワークを構成するものとして高度な規格により整備する道路をいう。</u>）又はダムの建設に係る事業であって、事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。